

# 平成29年度大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金 補助対象基準

大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金については、大阪府補助金交付規則及び大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に規定されるもののほか、この補助対象基準に定めるところによる。

## 1 定義

- (1) 長時間の預かり保育・・・一日11時間以上開園している私立幼稚園が行う預かり保育。  
※ 開園時間の開始は7時から8時以前、終了は18時から19時以降を目安とする。
- (2) 開園時間・・・・・・・・・・募集要項や周知チラシなどによって事前に周知されている登園可能な時刻から降園時刻（一般的には、預かり保育の開始時間から終了時間まで）  
※ 事前に周知されている開園時間が確認できる資料を事業計画書提出時に提出すること。

## 2 補助対象事業の要件

当該補助金の補助対象となる預かり保育事業は、(1) ①～④の要件をすべて満たすこと。

### (1) 預かり保育全般（通常・延長、長時間、休業日、長期休業日共通）

- ① 預かり保育の実施主体は、幼稚園設置者であり、幼稚園教諭免許または保育士資格を有する者を配置していること。

（例：第三者が実施するものや第三者が幼稚園の施設を借りて実施するものは対象外）

- ② 原則として、年間を通じて1日2時間以上、継続的に預かり保育を実施していること。

継続的に預かり保育を実施するとは、以下の要件を全て満たしていることとする。

- ・通常保育日に預かり保育を必ず実施すること。  
※ ただし、入園式、始業式、終業式、運動会、遠足、作品展、発表会、保育参観、保護者懇談会等の園児が主体となる行事の日に預かり保育を実施していない場合は対象外とする。また、園児が主体としない理由だが、止むを得ない事情により預かり保育を休止する場合、一定期間その旨周知を行った上で休止していれば対象外とする。（例：臨時の職員会議を開催するため、一定期間周知した上で預かりを休止）
- ・週当たりの実施回数が5日以上であること。
- ・4月から預かり保育を実施していること。

- ③ 教育要領による「教育活動の一環」としての「預かり保育」として実施していること。

（教育時間前後において、登園した園児を幼稚園内において自由に遊ばせているだけの場合は対象外）

- ※ 事業計画で定めた預かり保育日数と実施日数が著しく異なる場合は、補助対象外となることがある。

## (2) 休業日の預かり保育をする場合

- ① 年間20日以上の前かり保育を実施していること。
- ※ 4月から10月までに10日以上実施し、年間を通じて計20日間以上。
- ② 一日8時間以上開園していること。
- ③ 休業日とは、土日祝、創立記念日、代休日など幼稚園が休業している日とする。  
(下記長期休業日を除く)

## (3) 長期休業期日の預かり保育をする場合

- ① 年間20日以上の前かり保育を実施していること。
- ※ 4月から10月までに15日以上実施し、年間を通じて計20日間以上。
- ② 一日8時間以上開園していること。(夏期保育の実施時間を含む。)
- ③ 長期休業日とは、春休みや夏休みなど幼稚園が長期に休業している日とする。また、長期休業期間中の土日祝、夏期保育日等は、長期休業日としてカウントすること。

## 3 補助の算出方法など

### (1) 預かり保育時間数のカウント方法

- ① 実際に「預かり保育」を実施した時間数でカウントすること。
- ② 「預かり保育」を実施した時間とは、実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した時間とする。
- ③ 課外活動は預かり保育時間の対象外とする。
- ④ 夏休み中(長期休業期間)の夏期保育で全員参加形態の時間帯は預かり保育の時間に含まない。
- ⑤ 市町村が実施する「子どものための教育・保育給付費補助金」の申請を行っている場合、申請に係る預かり保育(預かり時間数、園児数及び教員数)については対象外とする。  
※府と市町村が実施する補助金を明確に区分し、各々を受けることは可能だが、重複して補助金を受けることは出来ない。

### (2) 1日平均の預かり保育担当教員数

4月から10月における実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の預かり保育担当教員数を合計した数を、当該日数の合計した数で除した数(小数点以下切り捨て)とする。なお、預かり保育を実施した日の保育時間が2時間未満の場合、また園児の受け入れがなかった場合の当該担当教員数及び当該日数は控除する。なお、算出は通常保育日、休業日、長期休業日の各区分で行う。

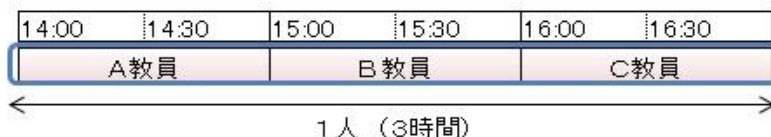
### (3) 1日平均預かり保育時間

4月から10月における実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した時間を合計した数を、当該日数の合計した数で除した時間とする。なお、預かり保育を実施した日の保育時間が2時間未満の場合、また園児の受け入れがなかった場合の当該保育時間数及び当該日数は控除する。

(4) 預かり保育担当教員のカウント方法

① 教員配置数は、預かり保育時間中、恒常的に配置されている教員数とする。

(イメージ1) 通算3時間の預かり時間通して1人の配置なので担当教員数は1人



(イメージ2) 通算3時間の預かり時間の半分(1時間30分)に2人配置されているので担当教員数は2人



$$(1.5時間(A教員) + 1.5時間(B教員) + 1.5時間(C教員)) \div 3時間(預かり時間) = 1.5名 \Rightarrow (四捨五入) \Rightarrow 2名$$

② 夏休み中(長期休業期間)の夏期保育で全員参加形態の時間帯は預かり保育の対象外とし、預かり保育時間中の担当教員のみをカウントする(Q&A参照)。

4 補助金額

要綱第3条に規定される補助金額は、要件に該当する幼稚園の預かり保育の実施状況及び認定こども園移行の取組状況を評価し、予算の範囲内で毎年度設定する。

(1) 補助金額

[単位: 千円]

教員数	対象	平日					長期休業期間	休日	
		預かり時間	2時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満			8時間以上
1人	(i) 移行支援型		780	1,400	1,600	1,800	1,800	160	300
	(ii) 子育て支援型			936	1,092	1,248	1,404		
2人	(i) 移行支援型		1,170	2,000	2,300	2,600	2,900	280	480
	(ii) 子育て支援型			1,443	1,716	1,989	2,262		
3人	(i) 移行支援型		1,560	2,600	3,000	3,400	3,800	400	660
	(ii) 子育て支援型			1,950	2,340	2,730	3,120		

(2) 補助類型

i. 移行支援型

以下の評価項目を満たす園

(類型認定の評価項目)

- ・長時間の預かり保育を実施していること。
- ・国の「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」において、「平成30年度までに認定こども園へ移行する、あるいは、移行を検討中である」旨を

回答していること。

- ・平成30年度までに認定こども園に移行できるよう着実に取り組みを進めており、事業計画書の提出に際して、取り組みが進んでいることを証明する書類を提出すること。また、提出書類により、前年度より取組状況が進んでいることがわかること。

(提出必要書類)

移行支援型の補助を受けようとする園は、以下の書類を提出すること。

- (a) 平成30年度に認定こども園に移行することに係る理事会決議録
- (b) 平成30年度に認定こども園に移行することを保護者に説明した資料
- (c) 認定こども園認可・認定申請書（「大阪府認定こども園の認定・認可等に関する事務等の運用上の取扱いについて（通知）」の様式第1号（第2条関係）もしくは様式第9号（第6条関係））\*上記の様式ではなく、市町村が定めた様式で認可・認定申請書を提出する場合は、当該申請書
- (d) 施設整備工事の契約書 \* 施設整備を必要としない場合は不要

ただし、(c)の書類の市町村への提出時期が当補助金の事業計画書の提出時期よりも遅い等、止むを得ず必要書類が整わない場合は、認定こども園の運営法人として選定された旨の市町村の決定通知等、もしくは、事業計画書提出時点での状況についての報告書を提出すること（様式不問）。

(平成30年4月に認定こども園開始を想定した取り組み例)

項目	検討初期(H27)	詳細検討(H28)	移行決定段階(H29)
① 理事会での協議	認定こども園への移行を検討中である旨理事会で協議	年度は未定だが認定こども園に移行することを理事会で決定	30年度に移行することを理事会で決定
② 保護者への説明	募集要項や園便り等の書面で移行を検討している旨を説明	募集要項や園便り等の書面で移行を予定している旨を説明	書面通知とともに説明会等を実施
③ 市町村との協議	市町村が行う意見交換会等に出席	市町村との個別調整	市町村に認可・認定申請書類等の提出
④ 施設整備	施設整備の検討	施設整備に向けた調整	整備着工・完了

## ii. 子育て支援型

移行支援型以外で預かり保育を実施する園

## 5 事業計画書等の提出について

所定様式により作成の上、別途指定する期日に提出すること（別途「依頼文」参照）。